**一般社団法人日本食べる通信リーグ　定款**

**第１章　総則**

（名称）

第１条　この法人は，一般社団法人日本食べる通信リーグと称する。

（事務所）

第２条　この法人は，主たる事務所を岩手県花巻市藤沢町４４６番地２に置く。

**第２章　目的及び事業**

（目的）

第３条　この法人は，近代の大量消費カルチャーを乗り越えようとする試みである。巨大な流通システムによって分断されてきた地方の生産者と都市の消費者を情報とコミュニケーションでつなぎ，地方につくる力を，都市に生きる喜びを取り戻していく。競争を避ける内に閉じた「共同体を重視する地方社会」と，競争を促進する外に開いた「個人を重視する都市社会」が，食を介して混ざり合った先に，活力に満ちた新たなコミュニティ，新たなふるさとを創出し，心躍るフロンティアを開墾していく。

（事業）

第４条　この法人は，前条の目的に資するため，次の事業を行う。

　１　日本食べる通信リーグの運営

　２　日本食べる通信リーグの諸規約の制定

　３　日本食べる通信リーグ加盟団体の認定および登録

　３　日本食べる通信リーグ加盟団体のプロモーション事業

　４　その他目的を達成するために必要な事業

**第３章　社員**

（法人の構成員）

第５条　この法人は，この法人の事業に賛同する個人又は団体であって，次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

（社員の資格取得）

第６条　この法人の社員になろうとする者は，別に定める入社申込書により申込みをし，代表理事の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第７条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため，社員になった時及び毎月，社員は，社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退社）

第８条　社員は，別に定める退社届を提出することにより，任意にいつでも退社することができる。

（除名）

第９条　社員が次のいずれかに該当するに至ったときは，社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

　一　この定款その他の規則に違反したとき。

　二　この法人の名誉を傷つけ，又は目的に反する行為をしたとき。

　三　その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

第１０条　前２条の場合のほか，社員は，次のいずれかに該当するに至ったときは，その資格を喪失する。

　一　第７条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。

　二　総社員が同意したとき。

　三　当該社員が死亡し，又は解散したとき。

**第４章　社員総会**

（構成）

第１１条　社員総会は，全ての社員をもって構成する。

（権限）

第１２条　社員総会は，次の事項について決議する。

　一　社員の除名

　二　理事及び監事の選任又は解任

　三　理事及び監事の報酬等の額

　四　計算書類等の承認

　五　定款の変更

　六　解散

　七　その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１３条　社員総会は，定時社員総会として毎年度４月に１回開催するほか，必要がある場合に開催する。

（招集）

第１４条　社員総会は，法令に別段の定めがある場合を除き，理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は，代表理事に対し，社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して，社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第１５条　社員総会の議長は，当該社員総会において社員の中から選出する。

（議決権）

第１６条　社員総会における議決権は，社員１名につき１個とする。

（決議）

第１７条　社員総会の決議は，法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き，総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し，出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず，次の決議は，総社員の半数以上であって，総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

　一　社員の除名

　二　監事の解任

　三　定款の変更

　四　解散

　五　その他法令で定められた事項

（議事録）

第１８条　社員総会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。

２ 議長及び出席した理事は，前項の議事録に記名押印する。

**第５章　役員**

（役員の設置）

第１９条　この法人に，次の役員を置く。

　一　理事3名以上

　二　監事２名以内

２ 理事のうち１名を代表理事とする。

３ 代表理事以外の理事のうち１名を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２０条　理事及び監事は，社員総会の決議によって選任する。

２ 代表理事及び業務執行理事は，理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第２１条　理事は，理事会を構成し，法令及びこの定款で定めるところにより，職務を執行する。

２ 代表理事は，法令及びこの定款で定めるところにより，この法人を代表し，その業務を執行し，業務執行理事は，理事会において別に定めるところにより，この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第２２条　監事は，理事の職務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成する。

２ 監事は，いつでも，理事及び使用人に対して事業の報告を求め，この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２３条　理事の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２ 監事の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

３ 補欠として選任された理事又は監事の任期は，前任者の任期の了する時までとする。

４ 理事又は監事は，第１９条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２４条　理事又は監事は，社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第２５条　理事及び監事に対して，その職務執行の対価として，社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を，社員総会の決議を経て，報酬等として支給することができる。

**第６章　理事会**

（構成）

第２６条　この法人に理事会を置く。

２ 理事会は，全ての理事をもって構成する。

（権限）

第２７条　理事会は，次の職務を行う。

　一　この法人の業務執行の決定

　二　理事の職務の執行の監督

　三　代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第２８条　理事会は，代表理事が招集する。

２ 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは，各理事が理事会を招集する。

（決議）

第２９条　理事会の決議は，決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要件を満たしたときは，理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３９条　理事会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。

２ 出席した理事及び監事は，前項の議事録に記名押印する。

**第７章　資産及び会計**

（事業年度）

第３１条　この法人の事業年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業報告及び決算）

第３２条　この法人の事業報告及び決算については，毎事業年度終了後，代表理事が次の書類を作成し，監事の監査を受けた上で，理事会の承認を経て，定時社員総会に提出し，第１号の書類についてはその内容を報告し，第２号及び第３号の書類については承認を受けなければならない。

　一　事業報告

　二　貸借対照表

　三　損益計算書（正味財産増減計算書）

２ 前項の規定により報告され，又は承認を受けた書類のほか，監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに，定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

**第８章　定款の変更及び解散**

（定款の変更）

第３３条　この定款は，社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第３４条　この法人は，社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第３５条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は，社員総会の決議を経て，公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**第９章　公告の方法**

第３６条　この法人の公告は，官報に掲載する方法により行う。

附則

１ この法人の設立時社員の氏名及び住所は，以下のとおりとする。

氏名住所

髙橋　博之 岩手県花巻市桜町四丁目３３２番地７

大塚　泰造 東京都渋谷区渋谷２丁目２-１１ファミール表参道ベルファース５０４

今村　久美 東京都中野区新井３丁目３２番３号

本間　勇輝 東京都渋谷区代々木二丁目１０番９号　本間ビル８階

２ この法人の設立時代表理事は，理事会の決議によって理事の中から選定する。

以上，一般社団法人日本食べる通信リーグの設立のため，この定款を作成し，設立時社員が次に記名押印する。

平成２６年３月２８日

設立時社員　髙橋　博之　印

設立時社員　大塚　泰造　印

設立時社員　今村　久美　印

設立時社員　本間　勇輝　印